

《平成 29 年 12 月定例会①（平成 29 年 12 月 6 日）》

〈要旨〉

- ・ 議場などのバリアフリー化について
- ・ 歩道の段差解消について
- ・ 幼保再編に伴う、民営化について
- ・ 児童相談所と児童相談所の一時保護所について
- ・ 市区町村子ども家庭総合支援拠点設置について

〈会議録〉

◆林政行

無所属、林政行でございます。

さきの奈良市議会議員選挙では、新人で無所属、地盤も看板もない私に多くの皆様がさまざまな形で応援していただき、4,194 名の方々が林 政行に御投票してくださいました。その一票一票の重みを心にしっかり受けとめ、今後は皆様に訴えてきましたことを軸に 1 歩でも 2 歩でも前に進め、結果を出していく覚悟しております。

そして、議場などのバリアフリー化につきまして、市民の皆様、市長を初め、この件にかかわった市役所職員の皆様、私を除く 38 名の市議会議員の皆様、そして選挙の期間中、貴重な時間を割き、私が当選するかもわからない時期からバリアフリー化のために動いてくださった浅川 仁前議長、植村佳史前副議長を初め議員の皆様、数え切れないほどの多くの皆様のおかげで議場などがバリアフリー化されました。本当にありがとうございます。

この議場などのバリアフリー化には、奈良市の財政が非常に厳しい中、187 万 7040 円もの税金が投入されました。金額の高さもあり、さまざまな意見をいただいているのも事実です。私が当選した翌日、議場などのバリアフリー化の設計図は既に完成しており、あとは私の意見を聞いての工事を残すのみの状態でありました。当初は、私からすると至れり尽くせりの提案でしたので、私は必要最低限の環境整備だけに変更していただきました。あの時点で、私にできることはさせていただきましたが、時間の問題もあり随意契約になったこと、また、速記席の床部分の補修など、目には見えない工事も発生し、多額の税金が投入される形となりました。これにつきましては、理由がどうあれ、生涯、私が背負うべきものと受けとめております。

私がふだんから思うのは、一般の方が思うバリアフリーと私が思うバリアフリーとの乖離です。バリアフリーの文字だけ聞くとすごく大変とか大がかりな工事が必要だと思われるがちですが、実際はそうではなく、少しの工夫や少しの工事で多くのことは解消します。これは決して一般の方がわからないということではなく、私が車椅子で生活しているからこ

そわかることだと感じています。今回の件でバリアフリー化に対する職員の方々と私との乖離は縮まったと感じています。これを、今後の市政にも反映させていただきたいと思っております。

また、議場などのバリアフリー化をきっかけに、車椅子の方だけでなく志高い多くの方々が政治を目指すきっかけになればと感じております。

それでは、一問一答方式で質問させていただきます。

まず、バリアフリー新法についてお尋ねします。

正式名称は、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律といいます。駅や空港、バスといった公共交通機関を対象にした交通バリアフリー法と、大規模なビルやホテル、飲食店などを対象にしたハートビル法を統合して内容を拡充され、平成 18 年 6 月に国会で可決、成立しております。

この新法の最大のポイントは、計画策定段階から高齢者や障がい者の参加を求め、意見を反映させる点であります。市町村は、高齢者や障がい者がよく利用する地域を重点整備地区に指定して基本構想をまとめ、構想に基づいて交通機関や道路管理者、建築物の責任者らが一体となってバリアフリー化を進めるとなっております。

奈良市におきましても、平成 25 年 3 月に条例第 38 号、奈良市移動等円滑化のために必要な道路の構造に関する基準を定める条例が制定されています。その策定経過などを建設部長にお伺いします。

◎建設部長（杉野高広）

林議員の御質問に自席よりお答えいたします。

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律、第 2 次一括法が平成 23 年 8 月 30 日に公布されたのを受け、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第 10 条第 1 項に基づき、奈良市が管理する市道に係る移動等円滑のために必要な道路の構造に関する基準を平成 25 年 3 月 28 日に条例で決めました。

なお、内容につきましては、歩道の設置や構造に関する事、立体横断施設の設置や構造に関する事などとなっており、国土交通省令で定める基準を参酌して定めています。

◆林政行

ありがとうございます。

先ほど、国土交通省令で定める基準を参酌したと答弁していただきました。

参酌とは、ほかのものを参考にして長所を取り入れることです。確かに、当課から話を伺うと、排水溝の部分は改正されています。これ自体はいいことだと感じますが、条例第 38

号の複数ある項目の中で1項目だけの改正です。バリアフリー新法を受けて第2次一括法が制定され、それに伴い制定された条例第38号は、簡潔にまとめると、国の一律の基準に従うことなく、地域の実情に合わせて特色ある条例を市区町村でつくっていいという条例です。せっかく奈良市の特色ある地域づくりができる条例なのに、ほぼ国と同基準の現実は残念で仕方ありません。私は、条例第38号だけでも多くの改善の余地があると考えます。

また、バリアフリー新法を受けてできている条例第38号は、第三者の意見も取り入れなさいという条例ですが、それができていません。ここは非常に問題だと思っていますが、奈良市バリアフリー基本構想が同時期に動き出していたので、そちらの意見を反映しようと考えていたのかもしれませんが。

そこで、建設部長にお伺いします。

奈良市バリアフリー基本構想の中で、段差があり車椅子で通行しにくい箇所は、条例第38号、奈良市移動等円滑化のために必要な道路の構造に関する基準を定める条例に従って整備改良を進めるとありますが、これは奈良市バリアフリー特定事業計画に掲げている歩道と車道の段差2センチメートル以上の解消が同条例に準ずると考えてよろしいでしょうか。

◎建設部長（杉野高広）

お答えします。

同条例第9条第1項において、横断歩道に接続する歩道等の部分の縁端は、車道等の部分より高くするものとし、その段差は2センチメートルを標準とするとされていることが根拠でございます。

◆林政行

ありがとうございます。

質問で伺ったとおり、奈良市バリアフリー基本構想は、条例第38号に従って整備改良を進めることになっています。そのため、その後つくられた奈良市特定事業計画も、条例第38号に該当する箇所は同条例に従ってつくられております。

この一連の流れを見ていくと、奈良市のバリアフリーに対する姿勢はほとんど従来どおりの国の基準を採用しており、先ほど申し上げたとおり奈良市の独自色が出ておらず残念ですが、今後見直すことは可能です。

本年6月に国は、東京オリンピック・パラリンピックを契機にさらなるバリアフリーの底上げが必要ということで、報告書を出し、見直しを進めていこうとしています。

日本でのバリアフリーを考えてみますと、ここ数年で社会の理解のもと大きく変化しましたが、まだまだ名ばかりのような気がします。障がい者もさまざまで、肢体、視覚、聴覚、内部疾患、知的障がい等の多岐にわたります。したがって、バリアフリーに対する要望

も障がいによってさまざまであると思います。例えば、車椅子利用者にとっては段差は障害になりますし、解消してほしいと思いますが、視覚障がいの方は段差がないと歩道と道路の差がわかりません。また、車道部の路面排水が歩道に流れ込まないようにするといった面もあります。

奈良市で海外の方や障がい者の方のためにボランティアでガイドをされている方から話を伺いますと、魅力あふれる奈良市のいいところを段差などさまざまな障害で紹介することができないのが悲しいし悔しいと言われています。これは私の持論ですが、奈良市の条例第38号を含めてあらゆるものに改善の余地があり、ほんの少しの工夫をするだけで多くのことは解消できると思っております。

ここからは歩道の段差に絞って話を進めたいと思います。

奈良市移動円滑化条例第9条、これは横断歩道に接続する歩道の部分についてのことで、第1項には、「横断歩道に接続する歩道等の部分の縁端は、車道等の部分より高くするものとし、その段差は2センチメートルを標準とするものとする。」、第2項には、「前項の段差に接続する歩道等の部分は、車椅子を使用している者が円滑に転回できる構造とするものとする。」となっておりますが、建設部長、現状はこのとおりでしょうか。

◎建設部長（杉野高広）

お答えします。

既存の市道の現状につきましては、全てがこの基準に適合しているわけではございません。

しかしながら、市道の新設または改築を行うときは、必ずこの基準に適合させることとし、また、既存の市道についても補修の際には基準に適合するように努めております。

◆林政行

ありがとうございます。

車椅子は状況にもよりますが、ちょっとした段差でも不便と感ずることがあります。

それにもかかわらず、バリアフリー構造基準では、歩道に2センチメートルの段差をつけることが国の参考基準となっております。そして、奈良市もその基準を適用しています。

次に、国土交通省が平成14年12月に道路の移動円滑化整備ガイドラインを策定しておりますが、建設部長、段差の部分の御紹介をいただけないでしょうか。

◎建設部長（杉野高広）

同ガイドラインによりますと、歩車道境界の段差につきましては、段差は標準2センチメ

ートルとする。視覚障がい者誘導用ブロックや縁石の形状、突起等で視覚障がい者の識別性を確保すること等の条件が満たされれば、2センチメートル未満の段差を整備することも可能とするとなっております。

◆林政行

ありがとうございます。

視覚障がい者の識別を確保するなど条件が満たされれば、2センチメートル未満の段差を整備することも可能ということです。

平成23年に国において、地域主権改革一括法が公布されていますが、それはどのような法律でしょうか。建設部長にお伺いします。

◎建設部長（杉野高広）

お答えいたします。

国が地方に優越する上下の関係からパートナーシップの関係に転換することを目指し、地域の自主的判断を尊重しながら、住民に身近な行政はできる限り地方公共団体に委ねるためこの法律が制定され、基礎自治体への権限移譲や条例制定権の拡大などが可能になりました。

◆林政行

ありがとうございます。

これまで国が全国一律の取り扱いとして定めていた基準が、地域主権改革一括法により地域の実情に応じて定めることができるようになりました。第2次一括法も、これによりできた法律です。

東京都土木技術センターが3年間にわたり実証実験を行いました。歩車道境界の段差構造が、視覚障がい者や車椅子使用者が通行する際の識別性や円滑性などにどのような影響を与えるかを、実際に通行して評価してもらうという歩行実験により、両者にとって利用しやすい段差構造を検討しました。詳細は省きますが、段差1センチメートルの縁石形状に表面突起を付加するタイプが視覚障がい者と車椅子使用者の双方にとって、現行の基準縁石の段差2センチメートルよりも評価が高いと総括しています。

また、京都市は、京都市高齢者、障害者等の移動等の円滑化に必要な道路の構造及び特定公園施設の設置の基準に関する条例で、例えば、歩道の段差は国の参考基準2センチメートルに対し1センチメートルとし、京都市独自の基準をつくっておられます。同様に、多くの市区町村においてもさまざまな工夫をしながら独自の基準をつくっています。

私が段差の解消を求めるのは、単に車椅子の方だけが不便という理由だけではありません。まず、自走の車椅子の方は、昼は明るく視界は良好ですが、夜は暗くて、特に足元は見えづらいのが現実です。だから、暗くて段差に気づかなかった場合、前輪が段差に引っかかり、転倒もしくは落ちそうになることがあります。

しかし、これは自走の車椅子の方だけに起こり得る問題ではなく、介助で車椅子を押してもらっている方にも同じことが言えます。この場合は、昼夜関係なく、介助で車椅子を押す人は足元の段差が見えづらいので、転倒もしくは落ちそうになる危険性は上がります。介助で車椅子を押す行為と、母親などがベビーカーを押す行為は同じ原理です。赤ちゃんは体重が軽いので転倒もしくは落ちそうになる危険性はさらに上がっていきます。つえを使って歩く人も段差はないほうがいいですし、年齢が上がるにつれ一般的には体幹機能が落ち、段差が不便と感じる、元気で突発的なけがで段差が不便と感じる。結局、段差の解消は、車椅子の方だけが恩恵を受けるのではなく、全世代が恩恵を受ける政策だと感じています。

目に見える形の充実を図り、観光客をふやすのもいいですが、段差の解消など目に見えないものの充実を図り、観光客をふやしていく。今の奈良市にはこの視点が少し欠けていると感じます。先ほど、魅力あふれる奈良市のいいところを案内できず悔しく悲しいというガイドさんの話を申し上げました。市長には、この目に見えないものの充実をより一層優先してほしいと願います。

私は、全ての歩道を直ちに直すべきとの姿勢ではありません。これから新設、また補修の箇所から順次見直すべきとの考えです。これは、奈良市にできないことでもありません。実際、段差の解消がされている箇所もあります。その差は何かと申し上げますと、現場の方の判断の差のようです。だからこそ、条例の改正で統一する必要があるとも思います。

段差の解消など、目に見えないものは直ちに市民に実感してもらうことは難しい政策です。でも、それが、本来政治の仕事でもあります。今、種をまき、数年後、数十年後に花開くこの段差の解消は、市民の利便性が上がり、観光客へも優しい奈良市として観光客増加にもつながり、効果がある政策の一つであります。

そこで、市長に質問させていただきます。

既に多くの市区町村で行われている段差解消に向けての条例、例えば、東京都土木技術センターの検討結果や、京都市バリアフリー条例のように、奈良市として見直される御意思や何かお考えがおありでしょうか。

◎市長（仲川元庸）

議員に御指摘いただきましたように、段差を解消するということが車椅子ユーザーの方はもちろんですけれども、それ以外の多くの方々にとっての移動の円滑化につながるものであるということについては、私も認識いたしております。

一方で、今、御紹介いただきましたように、東京都や京都市などで既に段差の基準を見直

したりされているという事例も御紹介を賜りました。

一方で、先ほどもお話が出ておりましたように、ある障がいの方にとっては便利になるものが、また視覚障がいのように違う障がいの方にとっては不便になるという、この裏表の部分も中にはあるようにも聞き及んでおりますので、さまざまな障がい種別の皆様方の幅広い御意見をお伺いして、今の奈良市の基準が最も適切なのかどうか、そこについては幅広く、ぜひ御意見を承ってまいりたいというふうに思っております。

そしてまた、市が独自の基準を設けることによりまして、当然のことながら国や県との基準の違いということが出てこようかと思えます。同じ奈良市内を移動もしくは観光をされていても、県道と市道が交差をしていたり、さまざまな場面で基準の違いということにぶち当たることもあろうかと思えます。そういったところをどういうふうに整合性を図っていくのかということも、今後の課題であろうというふうに思っております。

いずれにいたしましても、林議員がこのように議会に登壇されているということの大きな意義の一つであろうと私個人も認識いたしておりますので、ぜひ、奈良市内の車椅子ユーザーの方の移動の円滑化がさらに進むように、前向きな検討をぜひさせていただきたいというふうに思っております。

◆林政行

前向きな検討という言葉聞いて、一步前進と感じております。

もし、設置を検討するのであれば要望があります。多分、設置を検討したとしても、今と同じような形で進めば同じ結果になる気がしてなりません。他市の例を参考にという言葉もありましたが、他市から得た情報は職員の方だけで取捨選択するのではなく、団体等との話し合いもあると思えますので必ず全ての情報をそこで出してください。また、その情報には、必ず現在と比較した費用の増減も提示してください。

バリアフリー新法に関するものは、奈良市には3つあります。しかし、京都市では、奈良市の3つのものが1つにまとまっています。これは、奈良市が担当課で分かれて作成しているからです。これも問題だと思えますが、せめてバリアフリー新法にかかわる窓口は1つにさせていただきたい。そして、その窓口には、バリアフリー新法にかかわることは、自分たちが全ての担当という責任もしっかり持つようにしてください。

北九州に旅行に行ったとき、歩道などに段差がなく快適さに驚いたという話を聞きました。なぜかと思って調べますと、数年前に独自の基準をつくり、新設や修繕のときに地道に独自基準に変えていっただけでした。北九州と奈良市のこの差は残念ながらさらに広がります。独自の基準を設けている他の市区町村との差も、今は実感がなくても確実に広がり、5年後、10年後には全く違う町並みになっています。

今回は段差をメインに話をしましたが、私はバリアフリー新法にかかわる全てをよりいいものに見直したいとの考えです。先ほど、国も動き出していると申し上げました。国から

の指針が出る前に、奈良市独自の判断で率先して進めていただきたいと思います。

続きまして、子ども未来部長にお伺いします。

現在、子育てを取り巻く環境は少子化、核家族化が進展する中で急激に変化しています。前回の厚生消防委員会での請願第2号、幼保再編計画における保育園民営化計画の凍結を求める請願書の質問では、現場をよく知る現役保育士であり、園を運営する園長さんなどの話を伺い、その上で私の民営化の考えを申し述べました。幼保一体化と民営化は時代の流れであります。しかし、時代の流れだけでは、今後利用する保護者の皆様や子供たちには理解されません。奈良市には民営化のよき部分など、しっかり説明して、理解をしていただく努力は欠かせません。

ここで、民営化に向けた取り組みの中で、奈良市としてこれまで見えてきた課題とその対応策について、子ども未来部長、お答えください。

◎子ども未来部長（木綿延幸）

林議員の御質問に自席からお答えさせていただきます。

公立保育園の民営化についてでございますが、本市では、現在、鶴舞こども園と右京保育園の両園を平成32年度の民営化を目指し、地域や保護者の方々に対し、民営化までのスケジュールや取り組み方などについて説明を行っている状況でございます。

この中で、保護者の方々が不安に考えていることなどを事前に確認するためアンケートを実施しましたところ、不安に感じている主なものとしたしましては、「年度の途中で先生が変わることによる子供たちへの影響」や、「民営化になることで保育の質が低下するのではないか」、また、「今までできていた小学校との連携ができなくなるのではないか」などの意見が多く、改めて問題点が明確になったと考えております。

民営化の取り組みは、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律、いわゆる認定こども園法に基づく手続を行うものでございます。運営事業者の誘致に当たりましては、選定に関する手続や今後の運営などに関して市町村によるチェックができる仕組みとなっており、民営でありつつも本市の関与が担保されている新しい制度となっております。

具体的には、保護者の意見を可能な限り反映させるとともに、園児への保育環境の変化を最小限にとどめる観点から、引き継ぎの計画や移管後の運営に関する諸条件について、在園児保護者代表、指定候補法人、奈良市の三者で構成いたします三者協議会を設置し、合意形成を図るのが特徴であります。保護者の方々から不安の声が多かった事項については、本協議会において十分に協議を行い、対応していきたいと考えております。

例えば、引き継ぎにつきましては、移管の1年前から段階的に行っていくものとし、園長及びクラス担任予定者などを中心に移管の1年前は月数回、園行事への参加や地域との交流を行う予定としております。移管の3カ月前には、実際に勤務している職員と共同保育を

開始し、移管先法人の担任予定者が実際に保育に参加し、園児の様子などの把握に努め、移管前から園児や保護者との信頼関係を築く計画としております。

さらに、移管後におきましても、市から職員を派遣し共同保育を行う計画としており、きめ細やかに対応し、民営化に伴う保護者や児童の不安を解消したいと考えております。

以上でございます。

◆林政行

ありがとうございました。

今の奈良市に似たような現状が東京都練馬区でもありました。運營業務委託当初は、保護者の不安や不満の声は区や事業者に寄せられていたようですが、その後の保護者アンケートや第三者評価から、現状の保育内容に保護者は十分満足しているとの結果が出ています。

また、運營業務委託された園は、保育園の保育水準を維持しつつ、保育内容においても区の保育を十分に継承しているとの結果も出ています。保育サービスに関しては、区の保育内容がそのまま継承されているので安心して子供を預けられるという声も多く寄せられており、そして今では、運營業務委託になったのだから、事業者が運営する園で行っているような独自性を発揮したサービスをもっと提供してほしいという意見も出ているようです。

しかし、このような結果も、先ほど答えていただいたことを練馬区でも行っていますので、奈良市が真摯に保護者の皆様に説明することは最重要の課題です。職員の方々には民営化の本当の意味、それが子供たち、そして保護者の皆様にとって最良のことだということをしつかり説明していただけることを切に要望し、次の質問に移ります。

先日開催された厚生消防委員会では、奈良市で設置準備が進められている児童相談所、その中でも児童相談所に併設されている一時保護所について質問をさせていただきました。

過去の事例から学ぶと、この一時保護所は児童相談所間でも優劣の格差が激しいのは周知の事実です。奈良市にとって子供たちの未来にかかわる一時保護所は、非常に重要な政策だと感じております。

私は、児童相談所が運営される前、今、この時期の取り組みが非常に重要だと感じています。具体的には、人材確保や人材育成はできているのか、そして実家庭で育つことができないう子供たちに社会が代替的に提供する養育環境、すなわち施設養護、児童福祉施設、家庭養護、里親家庭の社会的養護など、地域との連携が整っているのかということです。ほかにも、有識者会議のメンバーの選定や財源確保など、課題は山積みですが、子育て相談課の皆さんは真剣にこの問題に取り組んでおられます。しかし、時には市長の英断も必要だと感じます。

未来を担う子供たちのため、助けを求めている保護者の皆様のため、今後、市長が目指される児童相談所はどのような施設なのか、そして児童相談所を奈良市で運営する覚悟と決意を、人材育成と人材確保、地域との連携も含めて、市長、お聞かせください。

◎市長（仲川元庸）

児童相談所についての御質問でございます。

やはり、今、話題にもなっておりますように、児童虐待の相談また対応件数につきましては年々増加しております、その家庭背景につきましても複雑化しております。やはり、中核市として児童相談所を設置することにより、専門性を生かしたきめ細かな対応が可能になってこようかと考えております。

また、妊婦のころから切れ目ない支援が図れることや保健福祉に係る総合的なサービスが提供可能となりますことから、県と市の窓口の一本化により、支援を必要とする家庭を早期に把握して対応することが可能になるように思っております。

一方で、今年の児童福祉法の改正によりまして、子供が権利の主体であることが明確にされ、家庭への養育支援から社会的養育の充実とともに、家庭養育優先の理念が規定されたところでございます。それらのことを踏まえまして、本市が設置を検討しております児童相談所及び一時保護所につきましては、これまでの児童相談所の業務に加えて、子供の最善の利益を最優先し、さらに子供の自立を支援するような施設を目指してまいりたいと考えております。

その実現に向けましては、議員御指摘のように、業務にかかわる専門職の育成、そして確保が重要でございます。人材育成につきましては、さまざまな業務を経験し、そのスキルを取得するために来年度から計画的に市の職員を県に派遣する予定でございます。また、人材確保につきましても、大学等の関係機関に募集案内を行うことなどを検討いたしております。この人材の育成や確保につきましては、奈良県とともに児童相談所検討プロジェクトチームというものを設置し、検討させていただいております。

また、地域との連携ということも御指摘を賜りました。困難さを抱える家庭への養育支援、また里親委託を推進していくなど、いわゆる代替養育を実現していくためには、NPOや施設等の関係機関との連携や協力が不可欠であると考えております。

今後、本市としての児童相談所のあり方や地域との連携、また専門職の育成などにつきまして、児童相談所の業務経験者、また、学識経験者等で構成する有識者会議の意見を参考にしながら、さらに充実に向けての検討を深めてまいりたいと考えております。

◆林政行

ありがとうございます。

今、おっしゃられたことを着実に進めていただくよう、よろしく申し上げます。

平成 28 年度の児童福祉法等の改正により、平成 29 年 4 月 1 日から、妊娠期から子育て期にわたる切れ目ない支援を行う子育て世代包括支援センター及び市町村を中心とした在宅支援の強化を図るため、地域のリソースや必要なサービスと有機的につないでいく、ソー

シャルワークを中心とした機能を担う市区町村子ども家庭総合支援拠点の設置が努力義務とされています。

今後、児童相談所と市区町村子ども家庭総合支援拠点の連携も非常に重要と考えますが、市区町村子ども家庭総合支援拠点について、概要と現状を、子ども未来部長、お聞かせください。

◎子ども未来部長（木綿延幸）

お答えさせていただきます。

市区町村子ども家庭総合支援拠点の概要と現状についてでございますが、この市区町村子ども家庭総合支援拠点については、議員お述べのように、昨年度改正されました児童福祉法に新たに規定された制度でございます。厚生労働省からも平成29年3月31日付で関連する通知も発出されております。

支援拠点は、市区町村が主体となって実施することとなり、管内の全ての子どもとその家庭及び妊産婦が対象となっております。

配置される職員等の体制も管内の児童人口に応じて定められており、相談等に応じる子ども家庭支援員、心理的ケアを行う心理担当支援員、児童虐待に対応する虐待対応専門員等を配置することとなっております。それぞれに資格等も定められており、社会福祉士、精神保健福祉士、保健師などの専門職の配置が規定されております。

その業務内容につきましては、在宅ケースを中心とする支援体制を一層充実するため、実情の把握、情報提供、相談・指導、関係機関との連絡調整等の支援を一体的に提供することとされており、福祉、保健・医療、教育等の関係機関と緊密に連携しながら、地域の実情に応じて要保護児童対策地域協議会、子育て世代包括支援拠点、利用者支援事業、家庭児童相談室等の既存の制度との連携も有効とされております。

設置費用につきましては、費用の一部について国からの支援もございます。

現状につきましては、支援拠点設置に関しまして、他の中核市の進捗状況を調査し、本市の実情に即した支援拠点のあり方について検討しているところでございます。

以上でございます。

◆林政行

ありがとうございます。

平成29年5月、東京の板橋区で「子どもの成長を切れ目なく支援するため、児童虐待や子供の貧困などの課題解決に向け、関連機関と連携した取り組みの強化」、「安心して妊娠・出産、子育てできるまち」、「すべての子どもが健やかに育つまち」、それら3つの推進と子供たちの心身ともに健やかな育成を支援するため、児童相談所と子ども家庭支援センター

の機能をあわせ持つ板橋区子ども家庭総合支援センターを設置し、子供の最善の利益を考慮し、安心と希望に満ちた未来を実現する板橋区子ども家庭総合支援センター基本構想を公表されています。

板橋区子ども家庭総合支援センターの設置目的は、第1に、2つの機関の相談窓口の存在のわかりにくさの解消、第2に、二元体制下における時間的ロスの削減、第3に、窓口を一本化することで、認識の温度差を解消し、児童相談所と子ども家庭支援センターの制度のはざまに落ちることなく、支援を必要とする家庭を早期に把握して迅速な対応が可能になること、第4に、児童相談所をあわせ持つことで、妊娠・出産期からの成育歴の把握、成長段階に応じた関係機関などとの連携の強化や支援サービスの提供など、一貫した切れ目のない支援が行えることです。

奈良市も、市区町村子ども家庭総合支援拠点を設置するのであれば、板橋区子ども家庭総合支援センター基本構想は非常に学ぶべきことが多い政策の一つだと感じます。

そこで、市長に質問させていただきます。

奈良市として目指すべき子ども家庭総合支援拠点とは何かをお聞かせください。

◎市長（仲川元庸）

子ども家庭総合支援拠点でございますが、本市におきましては、先ほど来出ておりますように、現在、児相の設置に向けて検討を進めておりますことから、当然のことながら、この新たな子ども家庭総合支援拠点も児相の設置を見据えて検討していきたいと考えております。

児童相談所が取り扱うケースとしては、既に重症化し緊急性を伴うケースが大半でございますが、子ども家庭総合支援拠点におきましては、重症化しない早期の段階から適切な支援、また、発生の予防に重点を置いた対応を行っていきたいと考えております。

そのため、子供の養育に関する相談から虐待に至るまでの相談まで、そして、妊娠期から子供の自立に至るまでという長いスパンでのケアが可能になってこようかと思っております。また、さまざまな相談に応じるとともに、子供や保護者、家庭への支援を行うことができる人材の育成を図っていくことが、この事業の実効性を高める上では大変重要だと思っております。

全ての子供が健全に養育されるように、児童虐待についても発生予防から自立支援までの一貫通貫の対策をさらに強化を図るためにも、この子ども家庭総合支援拠点の設置につきましては、他市の事例なども研究させていただいて、本市としてのあり方を固めてまいりたいと考えております。

◆林政行

ありがとうございます。

奈良市が本気で子供たちのこと、また児童相談所に取り組むのであれば、市区町村子ども家庭総合支援拠点の設置は避けては通れない喫緊の課題です。

これは、児童相談所にも通ずることですが、ほかの事例もしっかり参考にしながら、奈良市の実情に合った子ども家庭総合支援拠点の御検討をよろしくお願いします。

以上で質問を終わらせていただきます。